

美濃加茂市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定によりその結果及び意見の内容を別紙のとおり公表する。

令和5年2月27日

美濃加茂市監査委員	田	中	昭	則
同	永	田	徳	男

令和 4 年度 財政援助団体等監査の結果報告書

1 監査の種類 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 7 項の規定
による監査

2 監査の対象

(1) 対象団体 農事組合法人 みわほたる

(2) 所管部署 産業振興部農林課

3 監査の実施日

(1) 事前書面監査 令和 5 年 1 月 2 5 日 (水) ~ 同年 2 月 2 日 (木)

(2) 対面監査 令和 5 年 2 月 3 日 (金)

4 監査の実施場所

監査委員事務局、三和交流センター、農事組合法人みわほたる事務所

5 監査の方法

対象団体及び所管部署に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、美濃加茂市監査基準(令和 2 年美濃加茂市監査委員告示第 1 号)に準拠し書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管部署職員及び対象団体からの説明を聴取し、監査を実施した。

6 監査の着眼点

(1) 対象団体

①補助金等対象事業の目的を効果的に達成しているか。

②業務に係る契約書等に基づき、当該事業が適正に実施されているか。

③補助事業に係る出納事務は、適正に実施されているか。

④事業に係る帳簿、証拠書類等は確実に整理されているか。

⑤その他(現金の取り扱い・備品確認・緊急時の連絡体制など)

(2) 所管部署

- ①補助金等を支給する目的及びその根拠は何か。
- ②補助金等の算定、交付時期及び手続は適正に行われているか。
- ③補助金等の効果の確認方法及びその分析は行われているか。
- ④評価と対策及び農事組合法人みわほたるの目指すべき姿。

7 監査確認事項

(1) 農事組合法人みわほたるの概要

- ① 代表理事 朝日 清孝
- ② 設立 令和元年11月13日
- ③ 会員数 54人（令和5年1月1日現在）

(2) 農事組合法人みわほたるの目的

地域の農業者が中心となって農地利用や農地保全を将来にわたり継続させ、当地区の水田農業の維持、発展に貢献することを基本方針として、法人が農地を借り受けて農業経営を行っていくものである。

- ①農畜産物を原料又は材料として使用する製造または加工
- ②農産物の貯蔵、運搬又は販売
- ③農業生産に必要な資材の製造
- ④農作業の受託

(3) 補助金等（交付金）の概要

①農地集積・集約化等対策事業実施要綱

機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業）

<目的>

機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速すること。

<活用方法>

農地を機構に貸し付けた農事組合法人みわほたるの組合員に交付された

機構集積協力金を、各組合員が農事組合法人みわほたるの資本金へ増資した。

②中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領

中山間地域等担い手育成支援事業

<目的>

集落内を守る地域において、新たに設立される集落営農組織の経営安定に必要な農業機械導入に係る取組み。

<活用方法>

以下の機械購入

- ・コンバイン
- ・乗用水田溝切機
- ・背負い動力散布機
- ・畔草刈り機ウイングモア
- ・田植え機

③中山間地域等直接支払交付金実施要領

<目的>

荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する。

<活用方法>

農事組合法人 みわほたるの運営資金

④美濃加茂市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

<目的>

猪、猿、鹿等から農作物の被害を防除するための資器材の購入、里山林の整備及び狩猟免許の取得に対し美濃加茂市鳥獣被害防止対策補助金を交付することにより、市内農作物の安定生産を図る。

<活用方法>

農事組合法人みわほたるの圃場付近について、防護柵周辺整備に関わる消耗品の購入。

(4) 補助金等（交付金）の実績

単位円

補助金等名	令和元年度	令和２年度	令和３年度
機構集積協力金	2,892,900	297,800	
中山間地域等担い手育成 総合対策事業	4,723,000	2,290,000	
中山間地域等直接支払交 付金事業		542,752	542,752
美濃加茂市鳥獣被害防止 対策補助金		100,000	100,000
合 計	7,615,900	3,230,552	642,752

8 監査結果

産業振興部農林課から、農事組合法人みわほたる（構成員含む）に対して交付されている「機構集積協力金」、「中山間地域等担い手育成総合対策事業」、「中山間地域等直接支払交付金事業」、「美濃加茂市鳥獣被害防止対策補助金」について、書面監査及び対面監査を実施した結果、交付金の目的を理解した上で、適正に執行されていると認められた。

また、備品管理についても、現物を確認し、適正に処理されていた。

9 監査委員の意見

(1) 農事組合法人みわほたるに関する事項

- ① 今後とも、下川浦地区を含めた農業集積の範囲拡大に努め、事業展開をさらに積極的に検討ください。
- ② 長期的視点で、継続的な組織の運営を図り、実情に応じて、役員に監事を置くなど、柔軟な対応を検討ください。

(2) 所管部署に関する事項

- ① 中山間地域である三和地区だけでなく、他の地区でも、農事組合法人を含めた農業集積・農業集約が進められるようサポートを期待します。